

安来市土地開発公社要綱第2号

安来市土地開発公社新築支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 安来市土地開発公社(以下「公社」という。)は、公社が分譲する住宅団地における住宅建築費用の一部を補助することにより、定住人口の増加及び地域の活性化に資することを目的として、安来市土地開発公社新築支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等については、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 公社と分譲地(公社から分譲を受けた住宅団地の宅地をいう。以下同じ。)の土地売買契約を締結する者
- (2) 前号の土地売買契約の締結日から起算して3年以内に、自らの居住を目的とした住宅を新築する者
- (3) 同一世帯に属する者全員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる団体の構成員でない者

(補助対象)

第3条 補助の対象となる住宅は、分譲地に建築される住宅であって、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)又は申請者と同一の世帯に属する者のいずれかの名義で所有権保存登記をする住宅とする。ただし、1つの分譲地(2つ以上の分譲地を1つの敷地とする場合を含む。)につき1棟の住宅のみを対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅1棟につき100万円とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、新築支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、理事長へ提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し(続柄の記載があるもの)
- (2) 世帯全員の安来市税の滞納がない旨を証明する書類

- (3) 住宅の新築工事請負契約書の写し
 - (4) 土地売買契約書第3条第1項に規定する手付金の納付が確認できる書類
 - (5) その他理事長が必要と認める書類
- (交付決定)

第6条 理事長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の可否を決定し、新築支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の通知により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、新築支援補助金交付請求書（様式第3号）を理事長に提出することにより、事業の完了前に補助金の交付を受けることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了し建物の所有権保存登記後30日以内に、新築支援補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があるもの）
- (2) 建物の全部事項証明書
- (3) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は、前項の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、新築支援補助金事業完了認定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助金交付の要件を満たさなくなったとき。

2 理事長は、前項の取消しを行ったときは、新築支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 理事長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、新築支援補助金返還命令書（様式第7号）により、当該交付した補助金の返還を命じることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を理事長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第2条第1号の契約に係る申請については、同日後もなおその効力を有する。